

宅地建物取引士資格登録移転手続案内

現在、宅地建物取引士の登録を受けている方が「登録をしている都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするとき」は、登録の移転の申請をすることができます。※住所を変更した、他都道府県に住んでいるというだけでは、登録移転はできません。

1 登録移転ができる方

現在の登録都道府県	移転先	移転要件
他都道府県知事	茨城県	茨城県に所在している宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするもの
茨城県知事	他都道府県	他都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするもの

2 移転申請前に

・宅地建物取引士としての登録事項（氏名、住所、本籍、従事先）が、現在の状況と異なっている場合、登録移転申請の前に変更登録申請が必要です。現在登録している都道府県に変更登録申請をしてください。

3 移転登録の申請手続

・登録移転申請書及び添付書類を、現在登録している都道府県知事に提出します（持参又は簡易書留）
なお、申請書の宛名は、登録移転先の都道府県知事です。

4 提出書類

提出書類等、必要部数	説明
登録移転申請書 2部（正本1部、副本1部）	・副本は正本のコピー可
顔写真 2枚（副本が正本の コピーの場合1枚）	・カラー、縦3cm×横2.4cm、無背景、正面、無帽、上半身、撮影後6ヶ月以内のもの
移転の理由を証する書面 2部（正本1部、副本1部）	・就労証明書、在職証明書等 ・申請者が代表者の場合は、宅地建物取引業者免許証のコピー
登録移転申請手数料 8,000円	・茨城県に転入する場合は、茨城県の収入証紙を正本に貼付 ・他都道府県へ登録移転する場合は、 <u>移転先都道府県の収入証紙</u> を正本に貼付（現金徴収の都道府県もあります。） ・納入方法の詳細は事前に転出先都道府県にご確認ください。

5 現在、宅地建物取引士証の交付を受けている方

・登録移転完了と同時に従来の宅地建物取引士証は失効しますので、登録移転の申請とともに、宅地建物取引士証の交付申請をしてください。

必要書類等、必要部数	説明
宅地建物取引士証交付申請書 1部	顔写真（カラー、縦3cm×横2.4cm、無背景、正面、無帽、上半身、撮影後6ヶ月以内のもの）を1枚申請書に貼付し、もう一枚を添付
交付申請手数料 4,500円	納付方法は登録移転申請書と同じ
宅地建物取引士証郵送用封筒 1通	（茨城県に移転する方のみ対象）簡易書留郵便料金分（460円）の切手を貼付し、申請者の氏名・住所を記入した定型封筒

6 その他

- ・登録移転にはおおむね申請後40日程度かかります。
- ・問合せ先 茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ TEL:029-301-4722